

特集

1人に1つ。マイナンバー マイナンバー制度で、どう変わる?



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

10月から
通知が始まる
マイナンバー。
みんなで学んで
みましょう。

社会保障、税、災害対策の行政手続きで、複数の機関に
関係する個人情報、同一の情報であることを確認する
ために利用します。社会保障・税制度の効率性・透明性を
高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現
するための社会基盤(インフラ)です。

Q マイナンバーって何?
A 平成27年10月から
国民一人ひとりが持つ
12桁の番号です。

Q 行うメリットは?

A マイナンバー制度には
3つのメリットが
あります。



国民の利便性向上

年金や福祉などの申請に必要な書類が減るため、国民の負担が軽減されます。また、行政機関にある自分の情報を確認したり、行政サービスのお知らせをスムーズに受け取れます。



行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズにこれまで以上に
対応できるようになります。例えば、被災者台帳の作成など
にマイナンバーを活用して、迅速な支援が期待できます。



公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況(年金、奨学金、公営住宅への
入居、確定申告等々)を把握しやすくなり、税の負担や社会
保障を公平に分配することができます。

Q 必要になるのは、いつから? また、どんなとき?
A 平成28年から、社会保障、税、災害対策の
行政手続きでマイナンバーが必要になります。

社会保障



- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税



税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
税務当局の内部事務 など

災害対策



被災者生活再建支援金の支給
被災者台帳の作成事務 など

例えば次のような場面で使います。

毎年6月の児童手当の現況届の際に
市町村にマイナンバーを提示します。



厚生年金の請求の際に年金事務所に
マイナンバーを提示します。



源泉徴収票などに記載するため、勤
務先にマイナンバーを提示します。



Q 安心安全な制度なの?

A マイナンバーは法律に定めがある場合を除いて、
収集・保管を禁止しています。法律に違反した
場合の罰則も、従来に比べて強化しています。

マイナンバーはあくまで各機関が分散して管理する個人
情報をつなぐ役目を果たすものです。万が一マイナン
バーが他者に知られても、マイナンバーに紐づくあらゆる
情報が一度に漏えいすることはありません。情報のやり
とりにもマイナンバーを直接使用することはありません。

注意!

マイナンバーは、手続のために行政
機関等に提供する場合を除き、むやみに
他人に提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手す
ることや、他人のマイナンバーを取り扱
う者が、マイナンバーや個人の秘密が記
録された個人情報ファイルを不当に提供
することは、処罰の対象となります。



個人番号カードの受け取り方

～関連書類受け取り→個人番号カード申請→発行→カード受け取りまで～

1 書留の中身を確認

マイナンバー関連書類は、原則として**住民票の世帯ごと**に送付されます。送付された簡易書留に以下の3つの書類が入っていることを確かめましょう。

- マイナンバーの通知カード
- 個人番号カードの申請書と返信用封筒
- 説明書



2 個人番号カードを申請

申請方法は主に2通りあります。

① 郵送で申請

「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入の上、ご自身の顔写真を添えて、返信用封筒にて、地方公共団体情報システム機構へ郵送してください。

② オンラインで申請

スマートフォン等を利用したWeb申請も可能です。スマートフォン等のカメラで顔写真を作成し、「個人番号カード交付申請書」のQRコードから申請用Webサイトにアクセスし、必要事項を入力の上、顔写真のデータを添付し送信してください。

3 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、本人が市町村の窓口で受け取れます。受け取る際に、以下の3つが必要です。

- 通知カード
- 交付通知書(個人番号カードが出来たことを知らせる書類)
- 本人確認書類(運転免許証など)

※交付手数料は、当面の間、初回のみ無料です。紛失等による再交付手数料は1,000円(個人番号カード800円、電子証明書200円)となります。

※「個人番号カード」は地方公共団体情報システム機構で作成されるため、市役所窓口での即日交付はできません。

「個人番号カード」を申請された人は、「個人番号カード」交付時に「通知カード」を返納していただく必要がありますので、紛失しないよう大切に保管してください。

個人番号カードの申請に関するお問い合わせ：市民課窓口担当(☎594-5528)



個人番号カードは必ず申請しなければいけないの？



個人番号カードは申請により市町村長が交付することになっています。従って、必ず申請しなければならないということではありません。

しかし、各種手続きで「個人番号(マイナンバー)」および「本人確認」が必要なときに、個人番号カードがあればカード1枚で両方の確認ができます。また、「コンビニ交付を受けることができる」「マイナポータルで一人ひとりに合った行政サービスを確認できる」などのメリットがあります。

P5・6で紹介

10月5日から順次、通知スタート!



通知はどのようにされるの？



平成27年10月5日から順次、住民票記載の住所に簡易書留で郵送されます。

住民票を有するすべての人に12桁の個人番号(マイナンバー)が記載された「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」が郵送されます(平成27年11月末頃までかかる場合があります)。ただし、平成27年10月5日以降に出生や海外からの転入(平成27年10月5日以降国内に住所をおいたことがない場合に限る。)等により新たに住民票を作成した場合には、個人番号が付番され、随時通知されます。



現在もっている「住民基本台帳カード」はどうすれば…?

現在の「住民基本台帳カード」は平成27年12月で交付を終了します。お持ちの「住基カード」は有効期限まで使用することができますが、「個人番号カード」との重複所持はできませんので、「個人番号カード」を申請された人は、「個人番号カード」交付の際に、「住基カード」を返納してください。

通知カードの用紙

通知の際に左のようなカードが同封されて届きます。マイナンバー・氏名・性別・生年月日・住所が記載されています。顔写真はありません。

【参考例】



- マイナンバーは一生変更されません(番号が漏えいし、不正に使われる恐れがある場合を除く)。
- 紛失等による再交付手数料は500円となります。

個人番号カードの用紙

通知の際に同封される申請書で申請して交付を受け、本人確認のための公的な証明書として利用できるカードです。

【参考例】



【表面】顔写真・氏名・性別・生年月日・住所・有効期限が記載されます。

【裏面】マイナンバー・氏名・生年月日・電子証明書有効期限・連絡先(市役所住所等)が記載されます。

- 有効期限は、発行日から10回目(発行時20歳未満の方は5回目)の誕生日までとなります。
- 「個人番号カード」には、電子証明書機能が搭載可能なため、e-Tax等で電子申請等に利用できます。
- ICチップには、マイナンバー・顔写真・氏名・生年月日・住所・性別が記載されます。所得情報などプライバシー性の高い個人情報は記載されません。

●住所や氏名が変わるときは、カードの記載事項を変更するため、手続きの際「通知カード」または「個人番号カード」を忘れずにお持ちください。

個人番号カードでできること、あれこれ

e-Taxをご利用の人へ

「個人番号カード」は申請から交付まで、かなりの日数を要することが予測されます。現在「住基カード」に「電子証明書」を格納している人につきましては、平成28年の電子申告の手続きまでに「個人番号カード」の交付が間に合わないことがありますので、余裕をもって電子証明書の更新手続きをされるようお願いいたします。なお、「住基カード」への「電子証明書」の格納は平成27年12月22日(火)までとなっておりますので、ご注意ください。

マイナポータル



平成29年1月から「マイナポータル」が開始予定です。マイナンバーのついた自分の情報を行政機関がいつ、どこでやり取りしたかを確認できたり、行政機関が保有する自分に関する情報や、行政機関からの自分に必要なお知らせ情報等を、自宅のパソコン等から確認することができます。

- 自分の個人情報について、誰が、なぜ提供したのか確認できます。
- 行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できます。
- 行政機関などから一人ひとりに合った行政サービスなどのお知らせが来ます。

●公的個人認証サービス(電子証明)とは、住民が自宅などのパソコンからインターネットを利用して、行政機関への申請や届出(電子申請)をする場合に、その申請者や届出人が本人であることを公的に証明する「電子証明書」を発行する制度です。この「電子証明書」が格納されたICカードを利用して電子申請が行われると、申請先は「確かに本人が申請したものなのか」、「他人になりすましてはいないか」、「途中で申請の内容が改ざんされていないか」を確認することができるようになっています。

●「個人番号カード」には、これまで「住基カード」に格納することが可能だった「署名用電子証明書」に加え、「利用者証明用電子証明書」が新たに格納されることとなります。なお、「住基カード」に格納していた「署名用電子証明書」を、「個人番号カード」に移行することはできません。「住基カード」から「個人番号カード」へ

「電子証明書」の種類

「署名用電子証明書」とは

■インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組みです。現在は、e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用されています。※原則として、15歳未満の人には発行できません。

「利用者証明用電子証明書」とは

■インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることのみを証明する仕組みで、平成29年1月から利用開始予定のマイナポータル(P⑥参照)のログイン等、本人であることの認証手段として利用されます。

切り替えた場合は、新たな署名用電子証明書」を取得することとなります。

●有効期間は、電子証明書の発行日から5回目の誕生日までとなります。ただし、電子証明書の有効期間が「個人番号カード」の残り有効期間より長くなる場合には、「個人番号カード」の有効期間満了日となります。

さいごに、スケジュールをおさらい

平成27年
10月から

おてもとにマイナンバーを通知します。

住民票の住所に通知が届きます。

住民票の住所と異なるところに
お住まいの方は、お住まいの市町村へ
住民票の異動をお願いします。

平成28年
1月から

社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。申請者には、個人番号カードを交付します。

平成29年
1月から

マイナポータルが開始予定です。
※自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイト

問うねり

マイナンバー制度に関する疑問などに的確にお答えするため、国にコールセンター(全国共通ナビダイヤル)が設置されておりますので、ご利用ください。

日本語窓口 0570-20-0178

外国語窓口 0570-20-0291

(※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 対応)

コンビニ交付サービスについて

北本市ではコンビニ交付サービスを実施しています。現在「住基カード」をお持ちでコンビニ交付サービスの登録をされている人は、「住基カード」を利用して住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書(北本市に本籍のある人)、戸籍の附票(北本市に本籍のある方)、課税証明書を全国のセブンイレブン・ローソン・サークルKサンクス・ファミリーマートで取得することができます。

平成28年1月から「個人番号カード」の交付が始まり、「個人番号カード」によるコンビニ交付サービスの利用が可能になります。※サービスの利用を希望される人は、「利用者証明用電子証明書」の登録が必要です。

個人番号カード申請書(裏)の一部[参考例]

申請日	年 月 日	サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)
申請者氏名(自署)	印	・最近6ヵ月以内に撮影 ・無帽、正面、無背景のもの ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。
●以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の「ご案内」をご覧ください。		
発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。		
<input type="radio"/> 署名用電子証明書*	※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。	
<input type="radio"/> 利用者証明用電子証明書		
代理人氏名(自署)	本人との関係	印

個人番号カードの交付申請をする際、電子証明書に関する箇所は、通知カードに同封されている「ご案内」をご覧ください。記載方法を誤らないようご注意ください。電子証明書には、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類があります。